

建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて

文施指第 1 7 5 号 平成 1 1 年 3 月 3 1 日

文部省大臣官房会計課長
文部省大臣官房文教施設部長
各国立学校（久里浜養護を除く）長
各大学共同利用機関長
大学入試センター所長 殿
学位授与機構長
国立学校財務センター所長
文部省各施設等機関長
日本学士院長
文化庁長官
文化庁各施設等機関長

文教施設部長

このことについて、下記のとおり定め、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施することとしましたので、通知します。

本通知の主旨は、建設工事に係る設計業務を設計共同体（複数の建設コンサルタント等を構成員とするいわゆる共同企業体をいう。以下同じ。）に委託する場合の取扱いを明確にするものです。

記

1 共同設計方式の対象業務

公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の手続の対象業務のうち、共同設計方式によることが適当であると契約担当官等（会計法第 2 9 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が認める設計業務とする。ただし、契約担当官等は、共同設計方式によることとした設計業務についても単体の建設コンサルタント等による当該手続への参加を認めることができる。

2 設計共同体の種類

設計共同体は、その各構成員がおのおの資金、労働力及び技術力等を拠出しすべての設計業務を連帯して共同実施し決算は合同計算によって行うもの（いわゆる共同業務実施方式の設計共同体）並びにその各構成員がおのおの資金、労働力及び技術力等を拠出しその各構成員が分担した設計業務についてのみ実施し決算についても個別計算によって行うもの（いわゆる分担業務実施方式の設計共同体）の2種類とする。

3 設計共同体の構成員の数設計共同体の構成員の数は、原則として2又は3者とする。

4 共同設計方式の取扱い

契約担当官等は、共同設計方式によることとした設計業務について、当該設計業務の内容等に応じて共同業務実施方式又は分担業務実施方式のいずれかを採用することができる。

5 設計共同体の結成

設計共同体の結成に当たっては、別紙1「設計共同体協定書（共同業務実施方式）」又は別紙2「設計共同体協定書（分担業務実施方式）」で示した条項を具備した協定書を取り交わすものとする。

6 契約の締結

設計共同体と契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 契約書には、次の事項を加えること。

① ○○設計株式会社外○社は、別紙○○設計共同体協定書により設計業務を連帯して実施するものであること。

委託契約締結後において、設計共同体の構成員のうち脱退者が生じた場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならないこと。

② 発注者は、設計業務の監督、委託報酬の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表者○○設計株式会社を相手とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなすものとする。

③ 発注者は、設計共同体の各構成員の間に紛争が生じ、又は脱退した者が生じた等の場合において、設計業務の実施上必要があると認めるときは、委託契約を解除することができること。

- (二) 契約書には、設計共同体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者を記入させるとともに、構成員全員に連名で記名押印させること。
- (三) 契約を締結しようとするときは、設計共同体協定書及び同運営委員会規定の写しを提出させること。

7 その他

共同設計方式によることとした設計業務の手續開始の公示等に当たっては、その旨を明らかにするものとする。

(別紙1) (記5 関係)

設計共同体協定書 (共同業務実施方式)

(設置)

第1条 ○○設計株式会社・○○設計株式会社・○○設計株式会社は共同出資し、次の事業を共同連帯して営むため設計共同体を設置する。

- 一 ○○発注に係る○○設計業務(当該設計業務内容の変更に伴う設計業務を含む。以下「設計業務」という。)の受注
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 本設計共同体は○○・○○・○○設計共同体(以下「設計共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 設計共同体は、事務所を○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 設計共同体は、平成○年○月○日に成立し、設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで存続するものとする。ただし、業務完了期限が延長される場合には、その設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過するまで存続するものとする。

2 設計業務の委託を受けることができなかつた設計共同体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(代表者の名称)

第5条 設計共同体は、○○設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第6条 設計共同体の代表者は、設計業務の実施に関し、設計共同体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を持って委託報酬(前払金を含む。)の請求、受領及び設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第7条 設計共同体の各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該設計業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○設計株式会社 ○○%

○○設計株式会社 ○○%

○○設計株式会社 ○○%

2 前項の出資には金銭以外のもの(機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの)を含むものとし当該出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定め

る額とする。

(運営委員会)

第8条 設計共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の完了に当たるものとする。

2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。

3 運営委員会規定は、次の事項について定めるものとする。

一 構成員及び運営方法に関すること。

二 議事録の作成及び配布に関すること。

三 事務局に関すること。

四 業務完了後のかし担保責任の分担に関すること。

五 管理者の選定に関すること。

六 紛争処理に関すること。

七 その他必要事項

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、設計業務の見積、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 設計共同体の取扱金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 設計共同体は、設計業務完了のつど当該設計業務について合同計算により決算するものとする。

2 設計共同体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第13条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(設計業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ本設計共同体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

2 設計業務途中において構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計業務を完了する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第7条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、第11条第1項の決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(設計業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち、いずれかが設計業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 設計共同体が解散した後においても、当該設計業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇設計株式会社外〇社は上記のとおり〇〇・〇〇・〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものである。

平成〇月〇日

【住 所】
【法人等名】
【代表者等氏名 印】

【住 所】
【法人等名】
【代表者等氏名 印】

【住 所】
【法人等名】
【代表者等氏名 印】